大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

平成 28 年 11 月 28 日

令和 3 年 3 月 31 日改訂

大 台 町

目　　次

1．策定の背景 1

2．目的 2

3．ガイドラインの適用対象施設 2

4．ガイドラインの適用対象地域 3

5．設置事業に当たって遵守すべき事項 5

6．関係法令に基づく手続き 6

7．設置事業の届出 6

8．指導及び助言 7

9．用語の整理 7

【添付資料】

・事業概要届出書（様式第１号）
・事業説明報告書（様式２号）
・事業概要変更届出書（様式第３号）
・太陽光発電施設廃止届出書（様式第４号）
・太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧

１．策定の背景

平成 24 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「ＦＩＴ法」といいます。）に基づく「再生可能エネルギー固定価格買取制度」（以下「ＦＩＴ制度」といいます。）が導入され、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電設備の導入が全国で急速に進みました。当町においても、太陽光発電設備は設置する地域や場所に制限がなかったため、ＦＩＴ制度で得られる経済的なメリットや未利用農地等の有効活用として急速に導入が進みました。

しかしその一方で、設置にあたり事業計画の早い段階から地域住民への情報が提供されず、周辺地域の自然環境や防災、景観等に及ぼす影響への配慮が不十分な事例や、太陽光パネルの反射光や周辺温度の上昇、電磁波や設備の騒音等による生活環境被害への懸念から、住民の不安の声が多く寄せられるようになってきました。

こうした状況を受けて国は、平成 28 年 6 月にＦＩＴ法を改正し、再生可能エネルギー発電施設と地域の共生を図るため、関係法令や条例の違反等が判明した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする制度改正が行われ、平成 29 年 4 月から適用されています。また、事業者がＦＩＴ法に基づき、適正な事業実施の確保を図るため、保守点検等の実施や関係法令遵守のほか、自治体や地域住民とのコミュニケーション、防災、環境保全、景観保全等の考慮などを求める「事業計画策定ガイドライン」を平成 29 年 3 月に策定されました。

さらに、令和 2 年 4 月から新たに大規模な事業については、環境影響評価法の対象事業として追加されることとなり、対象とならない、より規模の小さい事業についても、立地検討設計段階から発電事業者を始め、太陽光発電施設の設置、運用に関わる様々な立場の方が、環境面での課題に気付くことを支援し事業者等における自主的な環境配慮の取組を促すことを目的に「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」が令和 2 年 3 月に策定されています。

また、県においては、太陽光発電施設の設置にあたり、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等を示した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定し、平成 29 年 7 月から適用されています。

町では、こうした国や県の動向を踏まえつつ、太陽光発電事業者に対して、町内での事業実施にあたり、開発に係る法令等規制がない箇所においても遵守すべき事項や配慮していただきたい事項を明示し、地域住民の生活環境や自然環境と調和した、地域に受け入れられる太陽光発電事業の適切な導入を促すことを目的に、本ガイドラインを策定しました。

２．目的

このガイドラインは、町内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が景観、自然環境、災害発生のリスク等を適切に把握し、設置地域に受け入れられ、地域に根づいた整備をするよう、計画段階において検討すべき事項として、景観との調和、自然環境の保全、災害の防止、隣接住民等との合意形成等を示し、開発に係る法上の規制がない箇所においても適切な導入設置が行われることを目的とする。

３．ガイドラインの適用対象施設

本ガイドラインは大台町内において、ＦＩＴ法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」といいます。）の認定申請（認定申請中を含む）を行う 10 kW 以上の太陽発電施設を対象とします。ただし、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置されるものは除きます。

※　本ガイドライン施行以前に、ＦＩＴ法に基づき事業計画の認定申請を行った施設及び改正前（H29.3.31 以前）のＦＩＴ法に基づき設備の認定申請を行った施設についても、進捗状況等に応じ本ガイドラインの対象とします。

※　機械メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望まれます。

※　国のガイドラインは、施設規模に関係なく、全ての太陽光発電施設を対象としていますので、出力 10 kW 未満の太陽光発電施設についても、国のガイドラインの規定に従う必要があります。

※　ＦＩＴ法が適用されない太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行うことが望まれます。

４．ガイドラインの適用対象地域

対象地域は、町内全域としています。

国のガイドラインでは、土地の選定、開発計画の策定にあたり、「関係法令、条例の適用されている土地や周辺環境においては、発電設備の設置に適さない土地である場合もあり、事業実施に適しているかについて十分に検討を行うことが重要」としています。

本ガイドラインでは、国のガイドラインの考え方をふまえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」を設定し、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域とします。なお、区域設定は本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令、条例の規定により定義されるものではありません。

① 設置するのに適当でない区域

関係法令、条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し許可を要する区域

関係法令	対象区域等	理　　由
自然公園法（三重県自然公園条例）	特別保護地区	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保を寄与するため、開発行為を制限している区域であるため。
	第１種特別地域	
	第２種特別地域	
	第３種特別地域	
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備等のために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等を厳しく規制しているため。
農地法	甲種農地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されているため。
	第１種農地	
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	

② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

関係法令、条例の規定により防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可、届出を要する区域

関係法令	対象区域等	理　　由
自然公園法（三重県自然公園条例）	普通地域	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物の設置等を制限している区域のため。
農地法	第２種農地	周辺地域との調和や農地の確保の観点から一定の配慮が求められる区域であるため。
	第３種農地	
河川法	河川区域	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害発生を防止させるために指定されている区域であるため。
	河川保全区域	
	河川予定地	
砂防法（砂防指定地等管理条例）	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。
地すべり防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。
急傾斜地崩落防止法	急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。
文化財保護法（三重県文化財保護条例）	埋蔵文化財包蔵地	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、記録保存のための発掘調査を実施する必要があり、事業計画段階から調整を要するため。
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	埋立て等区域	土砂等の埋立て等に対して災害の未然防止及び生活環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等を行う場合、許可が必要な場合があるため。
大台町水道水源等保護条例	指定の水源等保護地域	水源地域のうち、水道事業の水源地として水を供給していることから、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため、特に保全が必要な区域であるため。

③　前記区域外

①②の限定された区域外であっても、土地の選定にあたっては、関係法令・条例を参考に十分な検討や調整を行う必要があります。さらに、太陽光発電施設の設置に関し、関係法令、条例の規制がない区域についても、防災、環境保全、景観保全の観点から、地域住民の理解が得られず事業が進まないケースなど、様々な事業リスクが生じる可能性があります。

区域指定に関わらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

5．設置事業に当たって遵守すべき事項

事業者は、設置事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

①　事業計画の初期段階から、地域住民との適切なコミュニケーションを図り、事業計画の内容を説明し、事業に対する意見等を把握するなど地域住民に十分に配慮して事業を実施するように努めてください。

②　関係法令、条例を遵守し、土地及び周辺環境の調査を行い、生活環境や景観との調和に十分に配慮することが必要です。

③　設計・施工・運用・管理・撤去・処分等の計画や排水、土砂流出、景観、獣害、治山、農業への影響などについて説明を求められた場合は、事業計画作成の早い段階で、改めて地域住民への対応策等を説明してください。なお、周辺水路等への排水や土砂流出について影響が想定される場合は、事前に当該水路管理者に相談しておくことが必要です。

④　設計・施工にあたり、長期的な地域との共生、事業を円滑に進めるため、地域住民に与える騒音、電磁波、反射光等の影響を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、パワーコンディショナを住宅地から極力離れた場所に設置することや、パネルの反射光の角度を考慮することなど適切な措置を講ずるよう努めてください。

⑤　地域住民から本事業に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、誠意をもって対応し、理解を得られるよう努めてください。

⑥　事業者は、事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認するとともに、除草剤、殺虫剤その他薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分に配慮してください。

⑦　管理責任を負うものが不明であると危険な状態への速やかな対応ができないことから、本ガイドラインでは出力 10 kW 未満のものについても事業者の名称及び連絡先、その他の必要事項を記載した管理看板を敷地内の見えやすい場所に設置することを求めます。

⑧　事業者は、電気事業法や国のガイドラインに基づき、第三者が容易に発電施設に近づくことができない場合を除き、太陽光発電施設の周囲に柵堀などを設置することが必要です。

⑨　事業を終了した発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後は、可能な限り速やかに行うことが必要です。

また、発電設備を撤去及び処分する場合は、環境省「太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参考にするよう努めてください。

⑩　ＦＩＴ制度の買取価格には、廃棄費用が含まれていることを留意し、撤去・処分に係る経費を確保してください。

6．関係法令に基づく手続き

事業者は、発電施設を設置する場合において、別紙 1 に掲げる法規制に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、町の関係部局及び関係行政機関と事前協議し、必要な手続きを行ってください。

7．設置事業の届出

太陽光発電施設の出力が原則として 10 kW 以上（出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値）の場合、事業者は、次の書類を提出してください。

①　発電施設の設置事業を行う事業者は、ＦＩＴ法に基づく事業計画の認定申請を行う前のなるべく早い段階で、「事業概要届出書」（様式第 1 号）を町長に提出してください。

②　本ガイドラインでは、地域住民とのコミュニケーションを図るよう求めていることから、事業者は実施する事業の概要について、事業計画の早い段階で地域住民に説明を行ってください。その結果に基づき「事業説明報告書」（様式第 2 号）を事業概要届出書と合わせて町長に提出してください。

③　事業者は、事業概要届出書提出後に、対象発電施設の内容に変更または中止があった場合には、「事業概要変更届出書」（様式第３号）を町長に提出してください。また、変更事項については地域住民へも説明していただき、「事業説明報告書」（様式第２号）を再度提出してください。

④　事業者は、国へ事業の廃止届を提出した場合は速やかにその写しと「太陽光発電施設廃止届出書」（様式第４号）を町長に提出してください。

８．指導及び助言

町長は、このガイドラインの目的を達成するため、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとします。

①　関係法令、条例等の違反が疑われる場合には、違反が疑われる法令等を所管する行政機関に情報共有を行い、適切な指導等が行われるよう促します。

②　① に該当する場合は、町は県と情報共有を図り、連携して対応するとともに、ＦＩＴ法に基づく指導・助言・改善命令、認定の取消の措置について、国に相談をします。

③　不適切な案件の概要と地域住民等からの相談件数を県に定期的に報告します。

９．用語の説明

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めております。

①　発電施設　：　出力 10 kW 以上の太陽光発電施設をいいます。

②　事 業 者　：　太陽光発電施設により、電気を供給する事業を行う者をいいます。

③　開発計画　：　太陽光発電施設の設計・施工やこれらに伴って必要となる手続きやその他の行為について定めた計画をいいます。

④　地域住民　：　太陽光発電施設に隣接する土地の所有者又は建築物の所有者、居住者。施設の設置に伴い防災面、景観面など生活環境に著しく影響を受けるおそれのある住民をいいます。

様式第１号

年　　月　　日

大台町長　様

住所

事業者名

㊞

事　業　概　要　届　出　書

1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合はすべて記入）		
2	事業予定地の面積（㎡）		
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合は各々の地目と面積（㎡）を記入）		
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、 右欄に現況地目を記入してください。		
4	発電施設の出力（ｋW）		
5	土地所有者	住　所	
6		氏　名	
7	発電事業者	事業者名	
8		代表者名	
9		住　　所	
10		電話番号	
11		担当者名	
12		緊急連絡先	
13	事業認定申請予定		年　　月
14	設置工事着手予定		年　　月
15	運転開始予定		年　　月
添付書類	□発電施設設計図 □設置予定地の位置図、公図の写し □事業説明報告書（様式第２号） □会社（事業者）概要（定款等） □管理体制表（緊急連絡先を記載したもの） ※　その他の書類も提出を求める場合があります。		

※提供いただいた情報は、必要に応じ、町、県、国、地域住民の間で共有させていただきます。

※事業概要届出書の提出後に、上記の事項（1～12）が変更となった場合には「事業概要変更届出書（様式第３号)」の提出及び「事業説明報告書（様式第２号)」を再提出してください。

様式第２号

年　　月　　日

大台町長　様

住所

事業者名

㊞

事 業 説 明 報 告 書

年　　月　　日付けで提出しました事業概要（ 変更 ）届出書の内容について、下記のとおり地域住民等に説明を行いましたので報告します。

記

１．説明した地域住民等の記録

相　手　方	
日　　時	年　　月　　日　午前・ 午後　　時　　分
説 明 場 所	

※　相手方が複数の場合、代表者の名前を記入し、名簿を作成して提出してください。（A4、任意様式）

２．説明内容

３．対象者からの意見・要望

４．意見・要望への回答及び対策

※「事業概要届出書（様式第１号)」及び「事業概要変更届出書（様式第３号)」に添付してください。

※ ２～4 について、この様式に収まりきらない場合は、別紙（A4、任意様式）を添付してください。

様式第３号

年　　月　　日

大台町長　様

住所

事業者名

㊞

事 業 概 要 変 更 届 出 書

　　年　　月　　日付けで提出しました事業概要届出書について変更がありましたので下記のとおり届出ます。

記

	変更前	変更後
変更事項とその内容		
変更理由		
添付書類		

※提供いただいた情報は、必要に応じ、町、県、国、地域住民の間で共有させていただきます。
※変更後の事業内容が確認できる書類を添付してください。
※地域住民へ変更内容の説明をした後、「事業説明報告書（様式第３号)」を再提出してください。

様式第４号

年　　月　　日

大台町長　様

住所

事業者名

㊞

太陽光発電施設廃止届出書

1	発電施設設置場所		
2	発電施設の出力（ｋW）		
	発電施設の敷地面積（㎡）		
3	発電事業者	事業者名	
		住　　所	
		電話番号	
4	土地所有者	住　　所	
		氏　　名	
5	廃止年月日		年　　月　　日
6	撤去完了（予定）日		年　　月　　日

撤去・廃棄等に関するガイドライン、法律

① 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
太陽光発電設備の所有者、使用済太陽光発電設備の撤去事業者・排出事業者、リユース関連事業者、リサイクル・処分業者等の関係者が設備の撤去・運搬・処分を行おうとする際の関係者の役割・留意事項を整理したもので、これに従ってリユースやリサイクル、適正処分等を行う必要があります。

② 廃棄物処理法※
使用済太陽光発電設備が産業廃棄物となる場合には、自らあるいは適正な業者での処理やその際の適正な費用負担を行うこと等、排出者としての責任を果たすことが廃棄物処理法において義務付けられています。

③ 建設リサイクル法※
特定建設資材（コンクリート（太陽電池モジュールの基礎、プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、発注者及び建設業者に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けられています。

※　出典『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』
平成 30 年改訂　環境省　環境再生・資源循環局　総務課　リサイクル推進室

別紙１

太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧

太陽光発電施設の設置に係る主な手続きは以下のとおりです。

法令等名	主な手続きの概要	相談窓口
自然公園法 （三重県立自然公園条例）	整備箇所が、自然公園（国立公園、国定公園、県立公園）内であれば、以下の手続きが必要です。 ・特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。 ・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の 30 日前までに届出が必要です。 （三重県自然公園図） http://www.pref.mie.lg.jp/common/countent/000622771.pdf （三重県の自然公園） http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/ahizen/04809001255.htm	三重県松阪農林事務所 森林・林業室 （0598-50-0568）
自然環境保護法 （三重県自然環境保全条例）	1 ヘクタールを超える自然地（樹林地・農地・湿地等）が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づく開発行為届出が必要になります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDRI/HP/ahizen/05978000396.htm	三重県松阪農林事務所 森林・林業室 （0598-50-0568）
	開発（事前調査を含む。）に伴い、三重県指定希少野生植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷（以下捕獲等をいいます。）をしようとする者は、30 日前までに、知事に届出が必要となります。 ・届出があった場合であっても、その種の存続に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、捕獲等を禁止・制限等する場合があります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDRI/HP/ahizen/04803000595.htm	三重県農林水産部みどり共生推進課 （059-224-2578）
森林法	保安林 ・開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。	三重県松阪農林事務所 森林・林業室 （0598-50-0568）
	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が 1ha を超える場合は、林地開発許可が必要です。 http://www.pref.mie.lg./SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	
	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が 1ha を超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。	森林課 （0598-76-1714）
三重県水源地域の保全に関する条例	地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約をしようとする時は、契約を締結しようとする日の 30 日前までに知事に届け出が必要です。届出書は、対象となる土地を管理する県農林事務所森林・林業室に提出してください。 【売買等の契約について】次の７つの契約を言います。 ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑥地役権を設定する契約、⑥使用賃借による権利を設定し又は移転する契約、⑦賃借権を設定し又は移転する契約 届出対象の土地であるかどうかは、次のページでご確認いただけます水源地域に指定された土地となっているかどうかを確認した上で、地域森林計画の対象民有林であるがどうかをご確認ください。 【水源地域に指定された土地について】大字単位で指定しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/0000618145.pdf 【地域森林計画の対象民有林】 http://www.perf.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.ktm	三重県松阪農林事務所 森林・林業室 （0598-50-0568）

法令等名	主な手続きの概要	相談窓口
農地法	登記地目が田・畑などの農地又は登記地目に関わらず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。	町農業委員会事務局 産業課（0598-82-3786）
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の開発行為には県の許可が必要ですが、太陽光発電施設に関しては原則不許可になります。	産業課（0598-82-3786） 三重県松阪農林事務所農政室（0598-50-0515）
文化財保護法 （三重県文化財保護条例） （大台町文化財保護条例）	・史跡・名勝・天然記念物の国・県・町指定地において現状変更を行う場合は、許可が必要です。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出・通知が必要です。（民間事業者は届出、国、地方公共団体は通知） 協議の結果、埋蔵文化財の破壊が免れないと判断された場合は、記録保存のための発掘調査が必要となり、発掘調査が終了すれば施工可となります。 ・工事中に遺跡を発見した場合は、届出・通知が必要です。	町教育委員会教育課 （0598-82-3791）
景観法 （三重県景観づくり条例）	以下の項目に該当する場合は、三重県景観計画に基づく手続きが必要となります。 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（太陽光発電施設については高さ 13mを超えるもの又は太陽電池モジュールの合計面積が 1000 ㎡を超えるもの。擁壁、さく、堀については、高さ 5m超かつ長さ 10mを超えるもの。） ・開発行為又は土地の開墾その他土地の形質の変更（行為に係る土地の面積の合計が 3,000 ㎡超、又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ 5m超かつ長さ 10m超） ・建物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなるい修繕若しくは模様替又は色彩の変更（高さ 13mを超えるもの又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの） http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/34247007086.htm	三重県県土整備部都市政策課 （059-224-2748）
河川法	・町が管理する河川の場合は、町建設課が窓口となり、許可が必要です。 ・県が管理する河川の場合は、三重県松阪建設事務所管理課が窓口です。 ・国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が窓口です。	町建設課（0598-82-3788） 三重県松阪建設事務所管理課（0598-50-0586） 中部地方整備局三重河川事務所国道事務所河川管理課（059-229-2217）
砂防法	砂防指定地内の民有地における土地の形状変更については、許可が必要です。	三重県松阪建設事務所管理課（0598-50-0586）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の継承変更については、許可が必要です。	三重県松阪建設事務所管理課（0598-50-0586）
三重県土砂採取規制条例	1,000 ㎡以上の切土行為で、他法令（災害の防止に関すること）の対象外のものは当該条例の許可が必要です。	三重県松阪建設事務所管理課（0598-50-0586）
道路法	工事等で国・県・町が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。 ①町が管理する道路の場合は、町建設課が窓口です。 ②県が管理する道路の場合は、三重県松阪建設事務所管理課が窓口です。 ③国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川事務所道路管理第一課が窓口です。	町建設課（0598-82-3788） 三重県松阪建設事務所管理課（0598-50-0586） 中部地方整備局三重河川事務所国道事務所道路管理第一課（059-229-2221）
三重県屋外広告物条例	看板等を設置する場合、許可が必要な場合があります。	三重県松阪建設事務所建築開発課（0598-50-0587）

法令等名	主な手続きの概要	相談窓口
土壌汚染対策法 （三重県生活環境の保全に関する条例）	3,000 ㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づき、着手日の 30 日前までに届出が必要です。 ①土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。 ②土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと ③土地の形質の変更に係る部分の深さが 50ｃｍ以上であること なお届出された土地において特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、土壌汚染法第 4 条第 2 項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。 また、3,000 ㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 第 1 項に基づき、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	三重県環境生活部大気・水環境課（059-224-2382） 三重県松阪地域防災総合事務所 環境室（0598-50-0530）
道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署の許可が必要です。 ①設置工事、作業の際に道路を使用する場合。 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合。	①車両の出発地の警察署 ②所轄警察署（該当警察署）
建築基準法	土地に自立する太陽光発電施設については、架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものを除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。	三重県松阪建設事務所管理課（0598-50-0586）
電気事業法	出力規模によって、以下の手続きが必要となります。 ・工事計画、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施、使用前自己確認の実施、安全管理審査の実施等	中部近畿産業保安監督部電力安全部（052-951-2817）
騒音規制法、振動規制法（三重県生活環境の保全に関する条例）	（特定）建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、所定の届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm	三重県松阪地域防災総合事務所環境室 （0598-50-0530）
建設リサイクル法	特定建設資材（コンクリート、アスファルト、コンクリート及ぶ鉄からなる建設資材、木材）を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合、届出又は通知が必要です。	三重県松阪建設事務所建築開発室 （0598-50-0587）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（最終処分場跡地）において、宅地造成、土地の堀削、工作物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合には、届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm	三重県松阪地域防災総合事務所環境室 （0598-50-0530）
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	土砂等の埋立て等を行うとする者は、3,000 ㎡以上かつ高さ１ｍを超える埋立て等を行うとするときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可が必要です。 また、許可申請に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、申請書の内容を周知させるための説明会を申請を行う日の 30 日前までに開催する必要があります。	三重県環境生活部大気・水環境課（0259-224-2582） 三重県松阪地域防災総合事務所環境室 （0598-50-0530）
大台町みんなで育む心豊かな環境づくり条例	1,000 ㎡以上の土石、砂利等の採取による土地の形状変更を行う場合は、開発行為の届出が必要です。	生活環境課 （0598-82-3787）

大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

平成 28 年 11 月 28 日　策定
平成 29 年　4 月　1 日　施行
令和　3 年　3 月 31 日　改定

三重県大台町役場生活環境課

〒519-2404　三重県多気郡大台町佐原 750 番地
ＴＥＬ：０５９８－８２－３７８７
ＦＡＸ：０５９８－８２－２５６５

E -mail：kankyo@town.odai.lg.jp
odai-kan@odaitown.jp